

<p>研 修 資 料</p>	<p>性犯罪捜査と犯罪被害に遭った子どもへの対応</p>	<p>令和7年9月 捜査第一課</p>
<p><b>1 対象となる性犯罪・犯罪被害とは</b></p> <p>○性犯罪・性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者が13歳未満で犯人は男女問わず、全年齢が対象</li> <li>●被害者が16歳未満で犯人が被害者よりも5歳以上年長の者</li> </ul> <p>これに当てはまる被害者の場合は、同意・不同意に関係なく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性交、口腔性交、肛門性交、膣に物を入れると不同意性交等事件</li> <li>・胸や尻を触ったりするわいせつな行為をすると不同意わいせつ事件</li> </ul> <p>加えて、未成年者間でも不同意による性交等やわいせつ行為は犯罪となる。</p> <p>○児童虐待（主に身体的虐待）</p> <p>子どもを殴る、蹴る、脅す、刃物で刺すなどは暴行、傷害、脅迫、殺人事件</p> <p><b>2 子どもが被害に遭う事件の特徴</b></p> <p>○ 証拠が乏しい</p> <p>精液が膣から検出された場合や犯人と同じ性病に感染していれば直接的な証拠になり得るが・・・まれ</p> <p>体に傷があっても、複数あればいつのことか特定は難しい。</p> <p>○ 結局は、被害者の供述が柱となる</p> <p>鍵となるのは、『被害者供述の信用性』これらが崩れると捜査側は厳しい。</p> <p>裁判に至らないケースのほとんどは、被害者の供述の信用性に疑問が残るといふ理由が多い。</p> <p>※ 何回も同じ質問したり、聞き方しだいで「記憶が汚染」される。</p> <p>悪い例 Yes or No の答えとなる質問は避けるべき・・・</p> <p><b>3 18歳未満の被害者は原則、代表者聴取を行う</b></p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の心身の負担の軽減</li> <li>・被害者供述の信用性の確保</li> </ul> <p>(2) 代表者聴取とは</p> <p>警察、検察官、児童相談所のうちの代表者1人が録画下で被害者から話を聞くこと(原則1回、被害者の心理的負担も少なく、供述の信用性を確保しやすい)。</p> <p>(3) 認知してから警察が介入するまでの間</p> <p>学校で、児童の怪我に気付いたり、児童から被害を打ち明けられたというケースが少なくない。</p> <p>初期対応を間違ってしまうと供述の信用性が無くなってしまう可能性がある。</p> <p><u>どうすれば・・・ ⇒ 心身の負担の軽減等に留意した対応をお願いしたい。</u></p> <p><u>「学校関係者の皆様へのお願い」を参考</u></p>		

※ 事例

目にあざがある低学年の児童が登校してきた場面を例にします。

先生：「目、どうしたの？誰かに何かされたの？」

児童：「パンチでね、でもママはごめんねって言って…。」

先生：「えっ、ママに殴られたの？」

児童：「……。うん。多分。」

先生：「ママ、ひどいね」

児童：「……。でも、ママは、謝ってくれて……。」

先生：「ちょっと、他の先生と相談するから待っててね。」

この会話をもとに大人同士で協議をして、父親に話を聴いたとします。

先生：「お母さんから殴られたあざを顔につけて登校したのですが……。」

父親：「母親は実家に帰られたんで、もう大丈夫なんで家に帰られてください。」

先生は、児童と父親からの話をもとに、児童を帰らせた。

**大人の情報が主であり、児童の語りが得られていない。**

上の会話で正しく子どもの語りを引き出せばこうなったかもしれません。

先生：「目にあざがあるね。」

児童：「パンチでね、でもママはごめんねって言って……。」

先生：「パンチで、でもママはごめんねって言ったんだ。」(リフレクション)

児童：「うん。昨日、ママとパパが喧嘩して……。パパがママをパンチしまくってて。(私は、)ママに抱きついたので。(そうしたら、私の)顔がガーンってなって。ママが(私に)ごめんねって言った。」

全く別の話になる。

この場合、児童のあざは

- ①父親が故意に殴った可能性
- ②母親を殴ったものが偶然当たった可能性
- ③母親が防御する際に母親の手が当たった可能性

がでてきます。

いずれにしても、父親のところに帰宅させれば、児童の安全は確保できません。

「誰が」「何をした」がわかればいいですが、聞き方が大事です。

ダメな例：「Yes/No」で応えるような質問はよろしくない。

良い例：あざができたときのこと教えてくれる？相づちは「それから？、それからどうなったの？」を使用して児童に語ってもらってください。

秋本捜一第1012号  
令和7年2月6日

各 学 校 長 様  
(生徒指導担当者様)

秋 田 県 警 察 本 部  
刑 事 部 捜 査 第 一 課 長

児童虐待及び児童・生徒被害の性犯罪認知時の対応について（依頼）

平素から警察業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

警察では、児童虐待及び児童・生徒（以下「児童等」という。）被害の性犯罪を認知した際、検察庁と協議した上で代表聴取者を選定し、

児童等の記憶が書き換えられることを防ぎ、精神的苦痛を和らげる目的で、原則1回で被害状況を聴取（いわゆる「代表者聴取」、「司法面接」）しています。

この種事件は、密室などで行われることが多く、犯行を明らかにする証拠が少ないという特徴があるため、被害児童等を適切に保護し、犯人を適正に処罰するためには「児童等の供述の信用性の確保」が重要です。

一方で、児童等から被害を打ち明けられた先生方が、児童を心配するあまり、何度も話を聞くことで、児童の記憶に影響を及ぼし、児童等の供述の信用性が損なわれてしまった事例が全国的に散見されます。

せっかく児童等が勇気を出して被害を打ち明けてくれたのに、その後の対応次第では、期せずして児童等に対する暗示、誘導をしてしまい、児童等の供述が証拠にできなくなってしまうおそれがあるほか、児童等が裁判で尋問にさらされるおそれもあります。

各学校等の先生方は、児童等が信頼する身近な存在であり、被害を打ち明けられたり、虐待の兆候に気付いてその事情を聞くなどの対応が予想されるため、この度、

児童等の供述の信用性の確保に資する対応要領に関する資料を作成しました。

各校等の代表者の方々におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、先生方に周知してさせていただきますようお願いいたします。

不明点がございましたら、下記担当まで問い合わせをお願いします。

(担当)

秋田県警察本部刑事部

捜査第一課性犯罪捜査指導係（小坂・渡邊・山本）

電話018-863-1111（内線4152・4153）

# 手 続 の 流 れ

令和7年2月

学校等で園児・児童・生徒から虐待や性被害の訴えを受けたら・・・

児童等から被害の相談等

学校で児童等から聞き取り

(児童等が自発的に話した内容のみ聞き取り)  
※「誰が」、「何をした」だけで十分です。  
(詳細は「初期聴取時の留意事項」を参照)

※児童虐待の疑いがあるものについては、  
今までどおり児童相談所への通告を  
お願いします。

管轄警察署に通報

児童等の安全確保

例：家庭内被害の場合、必要に応じて  
児童相談所による一時保護

警察、児童相談所、検察庁が協議し、代表者聴取

代表者聴取するかどうかは、  
警察、検察庁で協議して  
決めることになります。

判明事項を基に事件捜査・被害者の保護対策

## 学校関係者の皆様へのお願ひ

児童等にとって、先生方の存在は非常に大きなものです。

児童等から、被害状況を詳細に聞いたり、様々な質問を繰り返したりすることにより、暗示・誘導を引き起こし、児童等の記憶が違うものになり書き換えられてしまうことがあります。

「どうして?」、「なんで?」と問い詰めたり、繰り返し同じことを尋ねられると、児童等は「自分が間違っているんじゃないか」、「別の答えを求められているんじゃないか」と思い込み、本来の経験・記憶と違う話をする場合があります。

先生、警察官、児童相談所職員等何人もの関係者が被害を受けた児童等から繰り返し聞き取りをした結果、代表者聴取において真実とは違う内容を話してしまったり、一言も話さなくなったりすることがあります。

その結果、被害状況を正しく把握できず、児童等の権利利益の擁護につながらなくなる可能性もあります。

児童等の話をキャッチし、聞き取り過ぎずに次につなげることが、その子を救い出す一歩につながりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願い致します。

【警察官が先生方から聞き取る内容の例】

◎児童等から被害を打ち明けられたときの状況  
(児童等と関係者の言葉のやりとりの詳細について、  
ありのままに記録願います)

◎警察で把握したいこと

- ①児童等から被害を打ち明けられてから警察等  
への連絡に至るまでの流れ
- ②被害児童等について、普段の学校での生活状況等



連絡・お問い合わせは

秋田県警察本部 018-863-1111

捜査第一課性犯罪捜査指導係(内線4152・4153)

人身安全対策課児童虐待係 (内線3082・3083)

# 初期聴取時の留意事項



## 対象：園児・児童・生徒（性犯罪・児童虐待）

事件性が疑われる場合、後日、代表者聴取を行います（「司法面接」、「共同聴取」とも言います）。  
学校関係者の皆様は以下の点に留意願います。

児童等から何回も話を聞いたり、繰り返し質問することは、



- 児童等の心身へ負担、二次被害
- 記憶の書き換え（本当の話かどうか判断がつかない）につながります！

### 1 聞きすぎない・質問と答えをありのままメモをする

「誰が」、「何をした」だけで十分です。



### 2 被害を打ち明けられた場合

そのことを最初から最後まで教えて。（相づち：うんうん。それで。）  
（話の途中、遮って質問しないでください）

### 3 兆しがあり先生が質問する場合（泣いている・傷がある場合など）

- ・そのけがはどうしたの？けがをしたときのことを教えて？
- ・（先生）何かあったの？→（子供）○○があったの。
- （先生）○○のことを最初から最後まで教えてくれる。

## ※ 特に留意していただきたいこと

#### ① 児童等が回答できない場合は質問を繰り返さない。

→児童等はわからないことでも、何か答えなければいけないと考えて答えてしまう特性があります。

#### ② 聴取は必要最小限度で（聞き過ぎは厳禁）

→悪い例：養護教諭→担任の先生→教頭先生など複数回の聴取は避けてください。

#### ③ 児童等が話した言葉を大人の言葉で言い換えない。

→児童等は大人が話したことを記憶してしまいます。

#### ④ 児童等が話した言葉を否定したり、誘導的な質問をしない。

→「それは間違ってるんじゃないの？」、「○○じゃないの？」

#### ⑤ 話を聞いた先生が面前で身振り手振りで再現したり、児童等の面前で児童等から聞いた話を要約して伝えない。

→児童等は見たこと・聞いたことを記憶してしまいます。



児童への対応、心配事など、どんなことでも相談してください。

秋田県警察本部 018-863-1111  
捜査第一課 （内線 4152、4153、4113）  
人身安全対策課 （内線 3082、3083、3084）

令和 7 年 2 月

代表者聴取を見据えた聞き取り要領について  
【Q&A】

～園児・児童・生徒から  
児童虐待・性被害を打ち明けられたとき～

秋 田 県 警 察 本 部  
刑 事 部 捜 査 第 一 課  
性 犯 罪 捜 査 指 導 係

Q 代表者聴取とは？

A 児童虐待や園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）を被害者とする性犯罪事件の場合、警察、検察庁（児童虐待事案の場合のみ児童相談所が協議に入ります。）が協議し、代表者が被害状況等を聞き取る面接です。

代表者聴取での聞き取りは、原則1回、警察、検察庁のいずれかの代表者が児童等から1対1で聞き取りを行います。

聞き取りの内容は録音録画され、その映像を証拠として裁判所に提出することが前提となります。

代表者聴取の対象となるのは、児童等が暴行を受けたり、暴行によりけがをした場合、わいせつや性交被害を受けたなど事件の被害者となった場合のほか、事件の目撃者となった場合などです。

Q 代表者聴取を行う目的は？

代表者聴取を行う目的は次のとおりです。

- 何度も聞き取りされることにより記憶の書き換えを防ぐ
- 被害に遭った又は事件を目撃した状況を何度も繰り返し話すことによる児童等の精神的苦痛を少しでも和らげる

Q なぜ学校等へ初期対応を依頼するのか？

A 児童虐待や性被害について、児童等が、学校の先生に打ち明けたりするケースが多くみられ、事件化するためには、その初期対応が重要だからです。

初期の段階で、児童等から何度も話を聞いたり、誘導的な質問がなされた場合、せっかく児童等が勇気を出して被害を打ち明けたのにもかかわらず、その児童等の供述の信用性が低いと判断され、証拠として採用されないおそれがあります。

児童等を被害者とする性犯罪や虐待事案は、密室など1対1で行われることが多く、さらに、犯行を明らかにする証拠が少ないため、事件化のためには、児童等の供述の信用性が鍵となります。

このような中、令和5年12月、刑事訴訟法が改正され、一定の状況下等で記録した映像は証拠とすることができることとされました。

証拠とすることができるとする要件の中には、

代表者聴取まで「記憶の書き換え」に留意した対応がとられているかという点がありますので、特に、代表者聴取が行われるまでの間の対応が重要であることから、適切な初期対応を依頼するものです。

また、児童等から被害を打ち明けられた先生方は、裁判で証人尋問を受ける可能性があり、

「児童等は、先生のどんな質問に、どんな様子、言葉で答えたか？」

「児童等が被害を打ち明けた経緯は？」

など、児童等とのやりとりはできる限り正確に記録してくださるようお願いいたします。

Q 代表者聴取を行う年齢は何歳から何歳までか？

A 概ね4～5歳頃から18歳未満となります。

なお、初期対応の状況や対象児童等の年齢などを考慮して、代表者聴取を実施しない場合もあります。

Q 記憶の書き換えとは？

A 児童等の記憶はとても脆いものです。

事件を目撃したり、実際に自分が被害に遭ったとしても、児童等はうまくその状況を説明できなかったり、聞き方を間違えれば、児童等は簡単に誘導され、実際の体験（事実）と全く違うことを話したりしてしまいます。

特に年齢が低ければ低いほど、話せる単語の数も少ないですし、表現も未熟なのでうまく説明できません。

例えば、

① **誘導**

お父さんにゴンってされた。

と申告してきた場合、「お父さんに叩かれたんだね。」と言え、実際には蹴られていても、児童等は『叩かれた』と記憶が書き換えられてしまいます。

② **選択肢**

『何回叩かれた』という回数を尋ねる聞き方も

何回叩かれたの？1回？2回？どっち？

と聞けば、児童等は回答の選択肢が1回と2回のみですので、5回叩かれていても『2回』と示された選択肢の範囲で記憶の書き換えが行われてしまいます。

他の例としては、被害時刻や時間の長さの聞き方において

児童等が「長かった」と話した場合に、「10分？」「20分？」などと誘導

児童等が「夜」と言った場合に、「12時？」「1時？」などと誘導

してしまうケースが考えられます。

③ **否定**

聞き返したりすることも同じで、児童等は

本当に？間違いないの？合ってるの？

と何度も聞き返されると、『自分の答えが間違っていたんじゃないか』と不安になり、不安の回避から話さなくなったり、回答を変える等してしまいます。

(例) お父さんが叩いたって言ったけど、本当に叩いたの？

本当にお父さんだったの？

⇒ 児童等は、

『叩かれていないかもしれない』、

『お父さんじゃない（又はお父さんと言ってはいけない）かもしれない』

とってしまう。

これらのように、聞き方を間違えることによって記憶の書き換えが行われます。

Q 代表者聴取が始まるまで、どのくらいの日数がかかるのか？

A 事前の協議や準備が必要ですが、可能な限り早期に実施していますし、多くのケースでは認知した数日以内には対応しています。

Q 児童等が被害に遭ったかもしれないと気づいたとき、学校側はどこまで聞けばいいのか？

A 先生方をお願いしたいのは、『「誰が」、「何をした」まで聞き、それ以上深く聞かない。』ということです。

ただ、児童等が自ら話し出した場合は、「もう話さなくていい」と遮ったり、質問をはさんだりせずに自由に話させるようにお願いします。

児童等が話した内容を本人の言葉で、そのまま記録していただきますようにお願いします。

Q 学校内又は教育委員会への報告等で、「誰が」「何をした」以上のことを聞く必要があるときはどうすればいいか？

A 学校内又は教育委員会への報告以外にも、先生方の中での意思統一、児童相談所や警察への連絡のため、場合によっては、やむを得ず「誰が」「何をした」以上のことも聞くことがあると思います。

そのときは、先生が言った言葉、児童等が言った言葉、様子をそのまま記録に残し、確実に警察へ引き継ぎをお願いします。

Q 児童等が学校で話した内容だけでは事実が特定できないと思われる場合はどうか？

A 通報するために、事実を明らかにする必要はありません。

児童等が被害に遭った疑いがあるという時点で、警察に連絡をお願いします。

叩かれた、蹴られた、抱きつかれた、押された、物を投げられたなどの『行為』の特定と、相手は誰かという『行為者』の特定で十分です。

回数や日時、場所までは必要ありません。

Q 加害者が、同じ学校に通う児童等である場合の対応はどうしたらいいか？

A 大変難しい問題であるため、一概にはお示しできませんが、学校での認知直後、早期の段階からご相談いただければ、先生方と対応と一緒に検討しながら進めることが可能になります。

Q 「性犯罪（性被害）」とは？

A 「性犯罪」とは、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪などの性的自由を侵害する犯罪のほか、公然わいせつ罪、育成条例違反、児童福祉法違反、児童買春等処罰法違反、性的姿態撮影等処罰法違反などです。

性犯罪（性被害）の場合は、詳細が判明していない段階で通報することを躊躇してしまうかもしれませんが、対応が後手にならないように、早期の通報をお願いします。

Q 低年齢の児童等や、コミュニケーションが苦手な児童等の場合はどうしたらいいか？

A 児童等によっては、話さない又は話せないという場合があります。

なかなか話そうとしない理由については、家族を守ろうとしている、家族に対して罪悪感を持っている、質問の意味を理解できていない、等様々考えられますし、語彙力不足でうまく説明できない等児童等の性格や発達の要因も考えられます。

そのような児童等に対して、質問する側から「叩かれた？」「殴られた？」「どこを？」「顔？頭？腕？」など聞いてしまうと、記憶の書き換えにつながり、正確な情報が得られにくくなります。

また、話すことへの拒否感につながり、さらに話さなくなるということもあります。

時間が掛かっても、児童のペースで、ゆっくり話をお聞きいただきますようお願いいたします。

Q 児童等が何かしらの被害を受けたと話したが、『許してあげる』とも話している場合は、警察に通報しなくてもよいか？

A 加害者が、児童等に対し、暴力や性的加害に及んだあとで、「誰にも言ったらだめだよ」、「もうしないから許してね、ごめんね」などと言って、口止めしたり、謝って終わらせようとしたりするケースがあります。

児童等は被害の重大性が理解できていないことが多く、謝られたらそれで終わりと誤った判断をしてしまう場合があります。

児童等の「許す」という気持ちを考慮すべきですが、本人への影響等を考えると警察等が介入すべきと考えますので、児童等には「あなたが安全に生活するために必要なことだから、子どもを守るお仕事をしている人に連絡するね。」などと説明をお願いします。

Q 学校で聞き取りを行う場合の注意事項は？

A 聞き取りは、安心して話ができ、秘密の守れる場所（面談室等）で、児童等にプレッシャーを与えないように行い、できれば1対1で聴取していただくことが望ましいですが、先生が「1人では不安」と思われるのであれば、話を聞く人、記録をする人の2人で行っていただいても構いません。

児童等が話に集中できるように、おもちゃや携帯電話機、パソコンなど児童の注意を引くものが手元にない環境での聞き取りをお願いします。

児童等の話はまとまっていなかったりしても、無理に修正をする必要はなく、最後まで聞いていただき、児童等の話と聞き取りの様子をそのまま記録していただくようお願いいたします。

《例1》 ○月×日 午後○時×分頃  
放課後、○年●組の教室で○○さんから、  
お父さんから裸の写メとられた  
と聞いた。

《例2》 ○月×日 午後○時×分頃  
2時間目の授業中、○○さんが頭痛を訴えて保健室来た  
先生 ○○さんどうしたの？  
○○ 実は、父さんから・・・された  
と聞いた。

※ ・・・という児童等が言った言葉をそのまま記録をお願いします。

Q 児童等から被害について聞いたが、「誰にも言わないで」と言われたらどうすればいいか？

A 「誰にも言わないで」と言われたとしても、大人には、児童等の安全を確認し、再被害を防ぐ責任があります。

「誰にも言わないでほしい気持ちはわかるけど、あなたが安全に生活するために、子どもの安全を守るお仕事をしている人に連絡して助けてもらおうね。」などと説明し、話すことでいい結果が得られるという方向で伝えていただくようお願いいたします。

先生が一人で抱え込む問題ではありませんし、学校等だけで解決できる問題ではありません。

児童等の安全を守るため、最善の方法を一緒に検討させていただきます。

安易に「誰にも言わない」と答えると、警察に通報した場合、児童等は裏切られた、約束を破られたと誤ってしまい、大人を信頼しなくなる可能性があります。

Q 明らかな嘘をつく児童等に対してはどのように対応すればいいか？

A 一言に嘘と言っても、先生の気を引こうとしているのか、誰かをかばっているのか、怒られたくなくて言っているのかなど、様々な理由が考えられます。

嘘じゃないか？と思っても児童等の話に耳を傾け、警察等に連絡をお願いします。

警察としては、児童等から話を聞いて、その話が嘘だとわかり、本人が安全だと確認できれば、そのことに意味があると考えています。

怖いのは、「普段いい加減なことばかり言っているから、どうせ嘘だろう」という思い込みで、被害者である児童等が守られないことです。

また、児童等自身が嘘をついているつもりでなくても、誘導され、記憶の書き換えが行われたことで、全く違う内容の話をすることもあります。

不確かな内容の話であっても、事実を確認、解明するために何度も聞くことはせず、すぐに警察に連絡をお願いします。

Q 保護者から、「子どもが学校に話をしたと聞いた、子どもは何を話したか？」と連絡があった場合は、どのように対応するか？

A 両親等による虐待事案の場合は、証拠隠滅やトラブルとなるおそれがあるため、今後の対応について警察等で検討しながら対応する必要があります。

一方で、虐待事案ではない場合は、家族に対して協力依頼をする必要がありますので、警察等による代表者聴取で判明した事項や今後の対応について個別に説明をさせていただきます。

Q 警察に連絡後、先生等を対象として、どのような聞き取りが行われるのか？

A 事案の内容にもよりますが、一般的には

- ・児童等から被害を打ち明けられたときの状況（児童と学校関係者の言葉のやりとりの詳細について、ありのままに）
- ・児童等から被害を打ち明けられてから警察や児童相談所への連絡に至るまでの流れ
- ・被害児童等について、普段の学校での生活状況
- ・被害児童等の特性

等に関する聴取が想定されます。

また、裁判でも先生方に同様の尋問が行われる可能性もありますので、慎重な聞き取りと児童等とのやりとりはできる限り正確に記録していただくようお願いします。

実践的指導力向上研修講座

# 犯罪被害に遭った子どもへの対応



県警マスコットキャラクター まもるくん あいちゃん

秋田県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室

---

---

---

---

---

---

---

---

## 1 子どもの体験するトラウマ

- **トラウマ (trauma) とは**  
心に残った傷＝心的外傷
- いじめ
- 死別
- 災害
- 交通事故、事件、性犯罪、虐待 (DVの目撃)



2

---

---

---

---

---

---

---

---



「・・・私が13歳のとき、父は私に性加害をするようになり、それは母と父が別れるまで7年間続いた。はじめは自分に何が起きているのか、わからなかった。・・(中略)・・父が始めたことが性的なことだということがわからなかった。また、父親という立場の人が性的行為を自分の子どもにするとということも、私の頭には全くないことだった。父と離れて性的被害は終わった。しかし、その影響は長く続いた。回復に何十年もの時間がかかることを、その当時の私も母や友人などの身近な人たちも知らなかった。・・どうして私は普通の人のように生きられないのか、理解出来ず、悩み、苦しんだ。・・・」

13歳、「私」をなくした私 山本潤さん著  
第6章 はじめに より引用

3

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 子どものトラウマ反応(1)

身体の反応(強い不安と緊張が続くため、身体に反応が出る)

- 眠れない 途中で目が覚める 眠りが浅い
- 食欲がない 食べ過ぎる
- 息苦しさ 動悸 胸の痛み
- 震え 発汗 発熱 腹痛 頭痛 だるさ



4

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 子どものトラウマ反応(2)

精神的反応(1)

- 出来事の場面が思い出したくないのに思い出される
- こわい夢を見る
- 出来事に関係するものを避ける
- イライラしている かんしゃくを起こす
- 集中力がない ぼんやりしている



5

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 子どものトラウマ反応(2)

精神的反応(2)

- 落ち込み ハイテンション 情緒不安定
- おびえる
- 出来事について自分が悪かったと思う
- 自分が汚れてしまったような感覚を持つ  
(性被害に多い)



6

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 子どものトラウマ反応(3)

### 行動面の反応(1)

- 赤ちゃん返りをする(指しゃぶり、おねしょ、甘える)
- 電気を消して眠れない 一人で眠れない
- 学校の成績が落ちる
- 登校 登園しぶりをする
- お友達やきょうだいのトラブルが増える



7

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 子どものトラウマ反応(3)

### 行動面の反応(2)

- 自分の身体を傷つける
- あそびに没頭する
- あそびで被害を再現する
- 性的逸脱行動、男性恐怖(性被害に多い)



8

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 子どものトラウマ反応(4)

### 考え方の変化(1)

- 安全感の喪失  
「世界(世の中)は安全ではない、危険」



9

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 子どものトラウマ反応(4)

### 考え方の変化(2)

- 自分に対する信頼を喪失、自信の喪失、自尊心の低下  
「自分は弱い」「自分は何も出来ない」  
「自分はダメ」
- 他者に対する信頼を喪失  
「他人は信用できない」  
「だれも理解してくれない」



10

---

---

---

---

---

---

---

---

さくとさようなら  
一きょうだいを亡くしたマナのお話



11

---

---

---

---

---

---

---

---

## 子どものこころのさまざまな表現(1)

- 不安 → 「お母さんも死んじゃうの？」
  - 孤独 → 「誰もボクを心配してくれないの？」
  - 罪悪感 → 「ボクのせいだ」
  - 悲しみ・恋しさ → 「さくに会いたい」 泣きじゃくる
  - 怒り → 「なんでボクばかりがまんしくちやいけなんだ！みんな大きらい！」
- ケンカが増える



12

(参考) さくとさようなら一きょうだいを亡くしたマナのお話  
(公益社団法人被害者支援都民センター発行)

---

---

---

---

---

---

---

---

### 子どものこころのさまざまな表現(2)

- 身体症状 → 「おなかがいたい」「頭がいたい」
- 親のそばをはなれない → 「学校に行きたくない」
- 気持ちや涙をみせない → 「ボクは平気だよ」
- わざと元気に見せる → 「もう悲しくない」「お母さん、大丈夫？」



(参考) さくさくようならーきょうだいを亡くしたマナのお話  
(公益社団法人被害者支援都民センター発行)

13

---

---

---

---

---

---

---

---

### 3 子どもトラウマを見逃さない

- 子どもだからと言って記憶がなくなることはない(概ね3歳から)
- 子どもは大人を心配させまいとすることも多い
- 大人は子どもには元気でいてほしいと思う
  - 大人が忘れようとするほど、
  - タブーにすればするほど、
  - 子どもは一人で秘密や傷を抱える
  - 大人以上にトラウマ反応が見えにくい



14

---

---

---

---

---

---

---

---



「…母は、性被害が起こったということを知れば決して許さない人だということを私は知っていた。そして、全力で私を守ってくれる人だということも。でも、言えなかった。…(中略)…父が私に性的なことをしているということは理解できなかったけれど、このことは母を傷つけることだと察することは出来た。…(中略)…母親を傷つけたくないから。家族を壊したくないから。でも同時に怒りもあった。どうして気づいてくれなかったのか、どうして助けてくれなかったのか、私を守ってくれなかったのか。そう考えると堂々巡りになる。…」

13歳、「私」をなくした私 山本潤さん著  
第5章 母と私の葛藤 より引用

15

---

---

---

---

---

---

---

---

### 4 大切なこと

- ト라우マ反応はすべての人間が備えている緊急事態に  
対する身体の生理反応
- すべて自然で正常な反応
- 弱いわけでも、おかしくなったわけでもない
- ト라우マ反応は時間とともに軽減することが多い
- あまりにも衝撃が強いと長引くことがある
- 一人で抱え込まず、相談することが大切



16

---

---

---

---

---

---

---

---

### 5 子どものトラウマへの基本的な対応(1)

- ① 安全感の確保
  - ② 信頼関係の構築
  - ③ 心理教育
- 冊子 「こんなとき、どうする？」  
冊子 「いやだな」をかいけつする本



17

---

---

---

---

---

---

---

---



18

---

---

---

---

---

---

---

---





22

---

---

---

---

---

---

---

---



23

---

---

---

---

---

---

---

---



24

---

---

---

---

---

---

---

---





「…娘が『自分の布団に父親が入ってくるのは嫌だ』と言ったときに、それが何を意味するのかわかっていなかった愚かな自分を呪いました。悔やんでも悔やんでも悔やみきれない思いでいっぱいでした。私が気づかなかつたばかりになんてことが…と、娘を守ってやれなかった自分を責め続けました。自分の人生がひっくり返ってしまった。天が地になり、地が天になり。しばらくしてそれは私の人生ではなく、娘の人生だと。その次に襲ってきたのは、恥の感情でした。我が子を性的な対象とする男を愛し、その男と親密な関係を築いていた自分！…(中略)…別れたとはいえ、最初の出会いは私が愛したからだと言頭の中ではいろんな感情がぐるぐると回っていました。…」

28

13歳、「私」をなくした私 山本潤さん著  
第2章 刺印 より引用

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 6 保護者のトラウマ反応

- 子どもと同様のトラウマ反応
- 過去の**自分のトラウマ**を思い出す
- 子どもを過剰に心配する
- 子どもを叱る回数が増える
- 夫婦の意見の食い違い**が増える
- 人付き合いが減る
- タバコやお酒の量が増える



29

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



「…気持ちを汲んでやっているつもりでも本人を余計に苛立たせる。とにかく余計なことを言わないようにしようと思っていました。そんなとき、娘に『お母さんはそんな目に遭っていないからわからない!!』と言われました。ガーンと頭を叩かれたようでした。(そうか、私はわかっていないんや)それからです。私もわかりたい、わかってやりたい、わからなくてはいけない、ただただわかりたい。そんな思いが突き上がってきました。(中略)『社会全体で、子どもへの虐待を見つけ出し、やめさせようという努力がなされないのなら。それは加害者を暗黙のうちに許容したのと同じことです。』という言葉に、ハッと気付かされる思いがしました。」

30

13歳、「私」をなくした私 山本潤さん著  
第6章 母と私の葛藤 より引用

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 7 保護者の子どもへの具体的な対応

- ① 打ち明けてくれた勇気をほめる
- ② 安心できるようにする
- ③ スキンシップを増やす
- ④ 身体の手当てをする
- ⑤ 話を聞く
- ⑥ 自責感をやわらげる
- ⑦ できるだけ普段どおりの生活を続ける



31

---

---

---

---

---

---

---

---



「…『母親には多大な負担が押し寄せるにもかかわらず、そのことへの理解はあまりに不十分です。支援現場でも、母親はいて当たり前で、にもかかわらず、透明人間であるかのように無視されることもしばしばあります。母親は自己犠牲をするのが当然だとみなされ、傷つきを抱えた、一人の人間として扱われることはめったにありません。けれども自己犠牲で問題がよくなることは、実際にはほとんどありません。』本当にその通りだと思いました。自分さえ我慢していればと抱え込んでしまっただけでは問題の本質が見えなくなってしまいます。(中略)母親としての役割を果たすために、自分も被害者だと認め、自分の傷つきを癒していく必要があります。」

13歳、「私」をなくした私 山本潤さん著  
第6章 母と私の葛藤より引用

32

---

---

---

---

---

---

---

---

## 8 専門的な治療を検討する場合

- ① 十分な睡眠がとれていない
- ② 出来事を繰り返し思い出したり、悪夢をみて苦しんでいる
- ③ 様々なことを怖がっている
- ④ 落ち着かない 集中力がない
- ⑤ 登校・登園を渋る 成績が急激に低下する
- ⑥ 乱暴な行動が増える
- ⑦ 自分を責めている
- ⑧ ト라우マによる反応が重篤である



33

---

---

---

---

---

---

---

---

### 参考文献

- ・ 13歳、「私」をなくした私 \*性暴力と生きることのリアル\* 山本潤著  
(朝日新聞出版)
- ・ こんなとき、どうする？  
(発行:公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク 2021)
- ・ さくとさようならーきょうだいを亡くしたマナのお話  
(発行:公益社団法人 被害者支援都民センター 2015)
- ・ 「いやだな」をかいげつする本  
(発行:公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク 2022)
- ・ 資料 子どもトラウマに対する基本的な対応 齋藤梓  
(公益社団法人被害者支援都民センター)



---

---

---

---

---

---

---

---